

事務連絡
令和2年12月25日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省より、別添のとおり、環境省から解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法を改正し、これに伴い、関係告示等が交付された旨通知がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・別添 環境省通知文：国土交通省宛て

(担当) 事業部 八重樫
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp